

マイナンバーカードの 健康保険証利用をしませんか

本年（令和6年）12月2日から現行の健康保険証は発行されないこととなりました。

マイナ保険証には、以下の3つのメリットがあります。

保険証登録がまだの方も、マイナンバーカードを持っていれば、医療機関を受診した際に、その場で保険証登録ができます。

ぜひ一度使ってみてください。

【メリット①】

マイナ保険証を利用することで初診時の医療費を20円（このうち自己負担分は6円）節約できる。

※全国民が使えば年間43億円の節約

【メリット②】

同意すれば、初めての医療機関でも特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できるため、よりよい医療が受けられる。

【メリット③】

手続きなしで高額利用の限度額を超えた支払いを免除される。

（注）現行保険証の経過措置としては以下の取り扱いがあります。

- ・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。（マイナ保険証を紛失等した場合は、共済組合に申請いただくことで「資格確認証」が交付されます）。
- ・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間（来年12月1日まで）使用可能です。

マイナ保険証のメリットや 使い方が簡単にわかります

マイナ保険証の利用方法などについて説明する動画が厚生労働省やデジタル庁にて公開されていますので、気になるものがございましたら、ぜひ、ご覧ください。

○何が便利になるの？メリット編

<https://www.youtube.com/watch?v=BPXe6h7FH3g>

○どうやって使うの？実践編

<https://www.youtube.com/watch?v=lgHW3hm149w>

○どうやって申し込むの？今すぐできる！簡単申込編

<https://www.youtube.com/watch?v=Szg5gjWMTK8>

○マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方

https://www.youtube.com/watch?v=HTY-_p0Eh6E

○マイナンバーカードは医療にも活用できます！

[https://www.youtube.com/watch?v=Z9VcK4Rkqvg
&list=PLUPGuSVqDNP_GeDFDIQJo2bPdrNuOLrFj
&index=6](https://www.youtube.com/watch?v=Z9VcK4Rkqvg&list=PLUPGuSVqDNP_GeDFDIQJo2bPdrNuOLrFj&index=6)

○マイナンバーカードで確定申告も手軽にできます！

[https://www.youtube.com/watch?v=87iDi5sfp08&li
st=PLUPGuSVqDNP_GeDFDIQJo2bPdrNuOLrFj&in
dex=8](https://www.youtube.com/watch?v=87iDi5sfp08&list=PLUPGuSVqDNP_GeDFDIQJo2bPdrNuOLrFj&index=8)

○マイナンバーカードは将来、病院の診察券としても利用できるようになります！

[https://www.youtube.com/watch?v=roxKp9BpDv0
&list=PLUPGuSVqDNP_GeDFDIQJo2bPdrNuOLrFj
&index=4](https://www.youtube.com/watch?v=roxKp9BpDv0&list=PLUPGuSVqDNP_GeDFDIQJo2bPdrNuOLrFj&index=4)